

調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式について

(1) 測量等委託業務については、現在、価格競争での発注が大部分を占めますが、総合評価方式での実施について、御意見等（〇〇業務は総合評価が望ましい等）があればお聞かせください。

○建築設計関係

少なからず課題はありますが、総合評価方式の拡大が望ましいと考えます。

現状の新営設計業務における価格競争入札では、最低制限価格を当てた者が受注できるという、云わば「くじ引き入札」のような状態に感じられます。

(2) 評価項目の中で、見直しが必要と思う項目があれば、その内容と理由をお聞かせください。

○建築設計関係

企業の地域社会への貢献の評価項目の中に、社員の「消防団への継続加入」がありますが、地域社会において大切な存在（組織）は消防団だけではないと感じています。

例えば、個人で参加する町内会の班長や自治会役員、警察ボランティア、青少年健全育成ボランティア、福祉ボランティア、スポーツボランティア、商工会議所・商工会・青年会議所等の公益法人（業界団体は除く）など、無償で社会貢献活動を行っている市民や企業も、地域社会にとって必要不可欠な存在です。社員が加入する一部組織の評価に偏ることなく、また、老若男女を問わず参加できる地域貢献活動に対し、公平な視点での評価項目としていただきたい。

(3) 総合評価方式に関する提出書類の中で、見直しが必要と思う書類があれば、その内容と理由をお聞かせください。

○建築設計関係

特になし

(4) 受注者側からみた総合評価方式の問題点があればお聞かせください。

○建築設計関係

現在の評価は、価格以外の評価項目の点数が低くとも、低価格入札で簡単に逆転できてしまう評価バランスではないでしょうか。

この件については、2つの問題点があると感じています。

1つは、総合的な評価項目があっても、価格に大きく左右される状況（現在の評価基準）にあるという意識が働き、低い評価基準価格に誘導されてしまう（結局は、その価格に近づけなければ落札できない）ということ。

2つ目に、低価格入札をしても失格しないことから、低価格入札に対する抵抗感が薄れ、低価格入札を常習化させてしまう恐れがあるということ。

その対応法として、加算点の割合（実績や技術の評価加算点）を高く設定することで、価格に左右される割合が下がるのではないのでしょうか。

総合的には、評価基準価格を下回る低価格入札の場合は標準点を100点以下にするなど価格による評価点を小さくし、一方で価格以外の評価項目の点数を高く設定することが望まれます。

次に、現在の低入札調査価格ですが、発注者側の意図とは異なる受注者側の思いから、結果として低価格入札を助長する傾向があると感じています。従来最低制限価格を下回る入札価格で落札してしまう評価方式は、結果として本末転倒の方式となってしまうのではないのでしょうか。

（5）県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

○建築設計関係

新営設計および大規模工事の設計は、設計者選定プロポーザル方式又は総合評価方式にすべきと考えます。

2 入札制度について

測量等委託業務については、受託者の技術力に影響される部分が大いことから、指名競争入札方式を標準としているところですが、御意見があればお聞かせください。

○建築設計関係

一般競争入札よりは、技術力および実績に基づき指名される指名競争入札の方が良いと考えます。さらには、技術力と実績をしっかりと評価できる「総合評価方式」を多く採用すべきと思います。

なお、本来、建築設計は発注者の企画目的を実現するために、設計条件を基

に設計者が創意工夫をもって施設の空間構成を具体化するものであり、成果物があらかじめ特定できない業務です。

建設される建築物の質や経済性等は設計者の選定によって大きく左右されることから、設計者の選定に当たっては、それぞれの方式について、その主旨や特徴を十分に踏まえ、設計業務の目的及び内容に応じて適切に活用すべきと考えます。（新設、大規模改修、小規模改修、耐震診断、耐震補強設計、積算等）

（設計者選定方式例）

- ・コンペ方式（設計競技）
- ・プロポーザル方式（設計案を選ぶものではなく、人・者を選ぶもの）
- ・総合評価落札方式
- ・価格競争方式（指名競争入札）

3 電子入札・電子閲覧について

（１）電子入札システムへの利用者登録状況は有資格業者全体に対して工事が４割（３８％）程度、測量等が５割（５０％）程度ですが、電子入札への参加を促進するためには、どのような取組が有効であるとお考えかお聞かせください。

○建築設計関係

誰でも簡単に操作できるシステムであること、それが一番大切なことであり有効な手段と考えます。

（２）電子入札・電子閲覧について、御意見等があればお聞かせください。

○建築設計関係

電子入札システムの欠点と思われる事項を３点申し上げます。

一つ目が、入札システムの環境やパソコン、ソフトのバージョンアップなどによる不具合の発生です。

例えば入札システムの環境として、下記の環境設定などがあります。

- ・Java：プログラミング言語およびコンピューティング・プラットフォーム
- ・Internet Explorer：マイクロソフトが開発するWEBを探索するソフト
- ・Microsoft Windows：マイクロソフトのオペレーティングシステム（OS）
- ・電子認証のバージョン など

これらの環境設定（バージョン）が不定期に変更（更新）され、電子入札

直前にその対応に追われる場合があります。コンピューターに詳しい所員が不在の場合は、問題の解決に苦慮する場面が時々あります。

例として、国土交通省は電子入札システムにアクセスできる環境設定としているのに対し、福島県の電子入札システムは環境設定の変更（更新）により、入札システムに入れられないなどの状況が生じることがあります。

二つ目に、画面内の情報ですが、数が多すぎて選択に選択を重ねないと肝心なところにたどり着けません。（ワンクリック程度で、指名業務の入札画面に切り替わる仕組みになると便利です。）

三点目は、指名通知の方法ですが国の機関に比べ事務的であると感じます。福島県の電子入札による指名通知は、事前告知なしにメール送信される手法であり、毎日数十通のメールを受信する中で「見落とし」や「迷惑メールとして削除される」などの課題があります。

一方、国土交通省の電子入札による指名通知は、事前にFAXによる確認通知があるため、指名通知の見落としがありません。

4 情報の把握手段について

入札制度の改正をはじめ、入札等に関する情報は、主にどのような手段によって把握しているかお聞かせください。

○建築設計関係

建築関係団体を通じた情報や業界紙の情報、県のホームページなどです。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

○建築設計関係

価格競争入札は、最低制限価格の設定はあるものの、結果として「低価格競争」を激化させます。よって、企業の技術力と実績・提案を評価するプロポーザル方式および総合評価方式の拡大をさらに推進する必要があると考えます。

なお、本来、建築設計は法律（建築基準法：国交省告示第15号）に報酬規定が定められているように、国民の生命、健康及び財産を守ることを目的とした行為であり、価格競争になじまない性質のものであることを基本とした制度設計を進めていただきたい。